

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 18 日現在

機関番号：34320

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2010～2012

課題番号：22530098

研究課題名(和文) 大規模被害への損害賠償 アメリカ大規模不法行為と証券詐欺の事例を参考の一

研究課題名(英文) Damages on Mass Injury: From the Perspective of Mass Torts and Security Frauds Cases in US

研究代表者

榎 博行 (YUZURIHA HIROYUKI)

京都文教大学・総合社会学部・教授

研究者番号：20331332

研究成果の概要(和文): 大規模被害への損害賠償について、アメリカの大規模不法行為と証券詐欺の事例を参考にして、これらの事例の現況と問題点を検討し、わが国へ示唆するものを考察した。多くの大規模不法行為および証券詐欺の訴えはクラス・アクションによる。そこで、アメリカにおけるクラス・アクションの現況を踏まえ、コモン・ローと大陸法体系をもつカナダでの状況と比較しながら、クラス・アクションでの損害賠償の妥当性を中心に検討した。

研究成果の概要(英文): This study has focused on the damages of mass torts and security frauds class action cases in US, analyzed the problems of them, and suggested the implication of such cases to Japanese remedial system. Many mass torts and security frauds cases are taken by class action. Analyzing the class action in US, in comparison with that in Canada which has both common law and civil law system, the validity of damages sought in class action has been the central point of this study.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
2012年度	400,000	120,000	520,000
年度			
年度			
総計	2,100,000	630,000	2,730,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：損害賠償、大規模不法行為、証券詐欺

1. 研究開始当初の背景

アメリカでは、有毒物質や瑕疵ある製品が製造され市場に流通した結果、大規模な不法行為が発生した。そして、多数の不法行為被害者により、加害者への訴えが提起されることになった。これは大規模不法行為訴訟と

称され、クラス・アクションにより人身被害に対する多額な損害賠償が請求されるに至った。また、証券詐欺の事案においても、株価の下落のみを請求原因とするような請求の根拠の薄弱なクラス・アクションが多く提起され、多額な損害賠償が請求されてきた。

大規模不法行為および証券取引訴訟に必要な時間や費用を考慮して、被告の多くは勝訴が明らかなケースでも和解による早期解決を図ってきた背景がある。

2. 研究の目的

アメリカにおける大規模な損害賠償請求とその根拠が少なからず薄弱である状況は、わが国においても新しい事業分野の発展を妨げ経済に悪影響を及ぼすことにもなりかねないことを示唆する。そこで、社会構造が大規模損害を誘発しうる現代社会において、それに対する救済である損害賠償の意義をアメリカの大規模不法行為と証券取引の事例を参考に検討する。そして、これらの事例から、わが国における大規模損害に対する賠償の範囲と妥当性、さらに、それがもつ被害予防を含めた機能についての示唆を得ることも研究の目的とする。

3. 研究の方法

大規模損害につき、まずアメリカにおける大規模損害の状況を大規模不法行為と証券詐欺の事例から把握する。次に、大規模不法行為および証券詐欺における救済としての損害賠償の妥当性と機能について検討を行う。アメリカの状況に関する知見を基礎として、わが国の制度にとって有意義な理論の抽出を行い検討する。その際、特に大規模不法行為については、カナダとアメリカとの法制度の相違に着目し、両国の状況を分析する。カナダはコモン・ローおよび大陸法の両方の司法制度および法体系を有するとともに、現在多くの大規模不法行為の訴えが係属中である。そこで、アメリカにおける大規模損害賠償の検討結果について、カナダを媒介にして、わが国への示唆を得ようとするものである。

4. 研究成果

(1)大規模不法行為と証券詐欺事例の背景

1970年代以降、アメリカにおいては大規模な不法行為を原因とする訴えが増加してきた。この大規模不法行為訴訟は、多くの者の身体に傷害を与える、または財産に損害を与える行為などに対する損害賠償を求めて提起されてきた。訴えの請求原因となる不法行為は、例えば大火災や飛行機事故など大事故から、有毒物質が混入した生活用品や薬品の摂取から長期間経過した後に多数の者に損害を与える事例、さらには製造物の瑕疵による広範囲な事故まで幅広いものとなる。また、証券詐欺においては、証券取引が広範囲に行われている現状から、証券詐欺被害を主張して訴えを提起する原告数が多数に及ぶことになる。この状況から、訴えは広域化し形式的にはクラス・アクションにより提起されることになる。証券詐欺とは異なり、不法行為の訴えは州裁判所が管轄権を有していたが、2005年以降クラス・アクション公正法により一定の規模をもつ訴えについては連邦裁判所がその管轄権を有することになり、大規模損害の訴えの多くは連邦裁判所が専属管轄権を有することになった。

(2)クラス・アクションの現況

大規模被害の訴えの形式は、多数の当事者となるためにクラス・アクションが用いられる。連邦民事訴訟規則 Rule 23 に規定されるクラス・アクションは、多数の当事者の代表者が訴えを提起する訴訟手続である。Rule 23 の(a)項に規定されるクラスの構成員間に共通の法律または事実に関する問題が存在することが認められると、(b)項所定の要件を満たす必要がある。(b)項(1)号では個別の訴えによると当事者間で矛盾する判決が出る可能性がある場合、(b)項(2)号では救済が差止命令の場合、そして(b)項(3)号所定の代表による訴えができるほどのクラス構成員間の結

合性がある場合である。大規模被害の訴えでは損害賠償が請求されるため、(3)号所定のクラス・アクションで訴えが提起される。

請求される損害賠償額は、多数の原告で構成される大規模な訴えであるために巨額なものとなる。そこで、敗訴した被告が倒産する事態が発生した。そのため、クラス・アクションが和解を目的として提起されると、被告企業は明らかに勝訴可能な事件であっても早期解決を図ることになった。

クラス・アクションには、請求の根拠の薄弱な訴え(*frivolous action*)にもかかわらず、被告の譲歩により多額な損害賠償金を引出す問題が存在していた。そこで、連邦裁判所に大規模事例を集約させて司法的に規制するため、合衆国議会において前述のクラス・アクション公正法が制定されるに至った。

連邦下級裁判所では、ハンバーガーが肥満の原因となったとして提起されたクラス・アクションの成立を認めない判断が出された。そして、請求の根拠の薄弱な訴えを退ける傾向を示すに至った。さらに、2011年には合衆国最高裁判所は、*Wal-Mart Stores v. Duke*において連邦民事訴訟規則 Rule23(a)所定のクラス・アクションの要件たるクラス構成員間における法律または事実の共通問題を厳格に判断した。法廷意見において留意すべき点は、損害賠償請求はクラス・アクションではなく個別の訴えによるべきであるとしているところにある。しかし、この判断に至った具体的な理由は示されていない。この判決の結果、大規模不法行為や証券詐欺の事例にとどまらず、損害賠償を請求するクラス・アクションの提起には多大な制約が課せられることになったといえる。

(3)損害賠償の理論と問題状況

大事故や薬害などの大規模不法行為や証券詐欺が発生した場合、多くの者に身体的損

害や経済的損失を与えることになる。身体的損害の賠償が求められる場合、不法行為法上の損害賠償は原則として当該不法行為から相当な関係で既に発生した損害と、将来発生する可能性のある損害の穴埋め、すなわち填補を目的に請求される。この填補賠償に加えて、一定の状況に限定はされるが、医療検査費用賠償と懲罰的賠償が認められる。

大規模不法行為での損害賠償について、将来発症の疾病への恐怖に対する精神的損害賠償は身体的損害が発生していない限り認められない。また、潜伏性疾患のように損害が未だに発生していない場合、アメリカのほとんどの州においては損害賠償を認めない傾向にある。精神的損害賠償とともに医療検査費用賠償においても、医療検査費用を原告が立て替え、将来疾病が発生した場合には被告から償還を受けるという構造にあるのである。しかし、疾病の潜伏期間が未定であるために、将来損害が発生した場合に被告が債務を履行できるかどうかはわからない。薬害および有毒物質被害による大規模不法行為の場合には、大規模性と損害の潜伏性がある。この2点が原告の損害への医療検査賠償を困難にしているといえる。

懲罰的賠償は故意など非難の可能性のある損害賠償であり、違法性の懲罰とその反復を抑止するものとして、填補賠償に加えて支払いを命じられる。大規模不法行為においては、通常請求されるものであるが、大規模性ではなくあくまでも行為が非難可能ということが、それが認められる理由である。しかし、損害賠償金が多額となるため、被告に多額な賠償を負担させることにより破産を招き、不法行為上の損害賠償債務を確保できないことにもなりかねない。したがって、最近では填補賠償金額の2倍など一定の数的制限がなされる傾向にある。

証券詐欺における損害賠償請求は、大規模不法行為の事例における人身損害とは異なり、純粋な経済的損失の填補賠償が求められる。損害賠償額の決定については、証券市場における損害額の算定のための理論が未整備であることから、実際にはコモン・ロー上の不実表示や詐欺に基づく理論を参考にこれを行っていた。この状況を 2005 年に合衆国最高裁判所は、*Dura Pharmaceuticals v. Broudo* において是認した。すなわち、証券詐欺事件での損害賠償は、コモン・ロー上の不実表示や詐欺の事例を参考にしてその額を決定する方法の継続を示したのである。そして、詐欺発覚の後で株価が上昇した場合の仮説的損失(hypothetical losses)をも損害賠償の対象にすることも併せて示した。その結果、証券詐欺事例での損害賠償範囲が不明確に拡大することになり、証券詐欺の原告は株価下落の損失のみならずコモン・ロー上の詐欺による損害賠償も併せて受けることができることになる。そして、請求の根拠の薄弱な訴えを防御する効果が低減していったといえる。そこで、現金支出による損害のみを賠償対象とする説が出現するに至っている。

(4)カナダとの比較考察からの示唆

カナダにおいても、アメリカと同様にタバコや薬害に関する大規模不法行為が発生している。この大規模不法行為の損害賠償を請求する訴訟的制度であるクラス・アクションも、今世紀を迎えてカナダのほぼすべての州で採用されるに至っている。

カナダはコモン・ロー体系をもつ国ではあるが、一部の州では大陸法体系を採用している特殊性がある。また、アメリカとは異なり社会保障の一つとして医療保障制度があり、人身損害に対する医療と入院費用を賄うものとなっている。そこで、アメリカのようにあえて訴訟によってこれらの医療に関連す

る損害の賠償を求める必要がない。最後に、カナダでは労災補償が完備されている。そこで、業務中に発生した事故はこれによって補償されており、アメリカで発生したアスベスト訴訟がカナダでは存在していない。この点は、わが国の健康保険などの制度にも共通する。カナダは懲罰的賠償を採用するが、その認容額には制限がある。また、民事陪審制度が存在しているにも関わらず、実際には裁判官単独の事実認定が行われている。したがって、損害賠償については厳格な運用が行われており、アメリカで発生する大規模不法行為訴訟での損害賠償を巡る問題に関する深刻な状況を回避していると考えられる。

(5)大規模被害への今後の対応

大規模不法行為による損害賠償はクラス・アクション上の問題と相俟って多額化の回避が必要な状況となっている。さらに請求の根拠の薄弱な訴えの回避策は、アメリカにおいて明確に模索されてはいないが、クラス・アクションの提起を制限する方法で実質的に行われている。

大規模不法行為の訴えにおいては、未発生損害に対する損害賠償の是非があった。被害者側の利益を考慮すると一定額の賠償金が必要となる。また、請求の根拠の薄弱な訴えと被告の倒産手続からの回避を目的とすれば、損害賠償の基金化と定額賠償の方法が認められるべきであることが示唆される。また、証券詐欺については、損害賠償額の範囲が広がる傾向にあり、請求の根拠の薄弱な訴えにより高額賠償金を認める和解を促すおそれもある。ただし、損害賠償の根拠を詐欺などの不法行為に求め、その対象を現金支出に限定することによりこれを回避する可能性を見出すこともできよう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に

は下線)

〔雑誌論文〕(計 20 件)

樫博行、アメリカにおける大規模不法行為
人身損害の賠償、同志社法学第 64 巻 7 号、
査読なし、2013、pp.439-484

樫博行、クラス・アクションの要件 (Duke
v. Wal-Mart)、別冊ジュリスト、アメリカ法
判例百選、査読なし、2012、pp.146-147

樫博行、カナダにおける大規模不法行為損
害賠償、神戸市外国語大学外国学研究 80 号、
査読なし、2012、pp.57-72

樫博行、クラス・アクションにおける当事
者クラスを構成する要件 - 当事者の多数性
と争点の共通性 -、京都文教大学人間学部研
究報告 13 号、査読有、2012、pp.13-23

樫博行、カナダ・ケベック州のクラス・ア
クション クラス・アクション成立認可基準
を巡る動向の推移、京都文教大学人間学研
究所人間学研究 11 集、査読有、2012、
pp.17-28

樫博行、クラス・アクションは憲法違反
か? Martin H. Redish, Whole Sale Justice:
Constitutional Democracy and the Class
Action Lawsuit、アメリカ法 2011-2、査読な
し、2012、pp.459-465

樫博行、大規模不法行為訴訟における損害
賠償請求 アメリカにおける食品訴訟が示
す現状と課題、法政論叢 47 巻 2 号、査読有、
2011、pp.67-80

樫博行、アメリカにおける精神的損害の賠
償 - 有害物質不法行為による変容を中心と
して、京都文教大学人間学部研究報告 12 号、
査読有、2011、pp.1-13

樫博行、アメリカにおけるコマーシャルス
ピーチと不法行為法 - 迷惑メールに対応す
るトレスパスとニューサンス、京都文教大学
人間学研究所人間学研究 10 号、査読有、
2010、pp.15-34

樫博行、大規模不法行為クラス・アクショ
ンの政治的評価 Wayne V. McIntosh &
Cynthia L. Cates, Multi-party litigation:
the strategic context、アメリカ法 2009-2、
査読なし、2010、pp.360-365 頁

栗山修、米国連邦証券詐欺規制の新展開、
神戸市外国語大学外大論叢 63 巻 1 号、査読
なし、2013、pp.89-101

栗山修、出訴期限と 2010 年 Merck & Co.
事件合衆国最高裁判決」国際商事法務 40 巻
2 号、査読なし、2012、pp.329-331

栗山修、米国連邦証券詐欺クラス・アクシ
ョン、国際商事法務 40 巻 6 号、査読なし、
2012、pp.992-993

栗山修、2012 年 Simmonds 事件合衆国最
高裁判決の検討、国際商事法務 40 巻 11 号、
査読なし、2012、pp.1796-1797

栗山修、米国連邦インサイダー取引規制に
おける「信認義務」の検討、神戸市外国語大
学外国学研究 80 号、査読なし、2012、
pp.85-98

栗山修、米国連邦インサイダー取引規制と
SEC 規則 10b5-2、国際商事法務 39 巻 4 号、
査読なし、2011、pp.611-613

栗山修、米国におけるコンピュータ・ハッ
クキングと証券詐欺、国際商事法務 39 巻 9
号、査読なし、2011、pp.1383-85

栗山修、米国連邦証券詐欺規制とクラスア
クション、神戸市外国語大学外大論叢 第 61
巻 5 号、査読なし、2010、pp.1-16

栗山修、SEC とエンフォースメント、国
際商事法務 38 巻 4 号、査読なし、2010、
pp.579-581

栗山修、米国 SEC 規則 10b-5 に基づく黙
示の私的訴権が認められる根拠の検討、国際
商事法務 38 巻 11 号、査読なし、2010、
pp.1624-1625

〔学会発表〕(計 1 件)

榎博行、大規模不法行為訴訟における損害賠償請求 - アメリカにおける食品訴訟が示す現状と課題 - 、日本法政学会、2010.11.28、琉球大学法文学部 (沖縄県)

〔図書〕(計1件)

榎博行、アメリカ民事法入門、勁草書房、2013、pp.1-262

6 . 研究組織

(1)研究代表者

榎 博行 (YUZURIHA HIROYUKI)
京都文教大学・総合社会学部・教授
研究者番号：20331332

(2)研究分担者

栗山 修 (KURIYAMA OSAMU)
神戸市外国語大学・外国語学部・教授
研究者番号：00170093